

## 公立大学法人横浜市立大学緊急応急対応型授業料減免取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学授業料減免取扱要領（以下「減免要領」という。）に定める減免を受けていない学生が家計の急変により授業料の納付が困難と認められる場合に行う授業料の減免（以下「緊急応急型減免」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (制度運営等)

第2条 この要領に基づく減免の要件、申請の方法、減免の額その他については、この要領に定めるものを除き、減免要領の例による。

2 前項にかかわらず、大規模な自然災害等、経済的支援を行うべき者が多数に渡ることが推測されるときの授業料の減免については、別に定める。

### (対象者等)

第3条 緊急応急型減免の対象となる者は、学部・大学院生で、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、留学生は除く。

#### (1) 次のいずれかにより家計が急変した者

- ア 主たる家計支持者の死亡
- イ 主たる家計支持者の傷病（入院等により3か月以上就業できなくなった場合）
- ウ 主たる家計支持者の失業（自己都合でない失業に限る）
- エ 主たる家計支持者若しくは1親等以内の親族又は学生本人が居住のため使用している建物が、災害等により著しい損壊を受けた場合
- オ その他理事長が必要と認める場合

#### (2) 家計評価額が理事長の定める額以下の者

- ア 国立大学の授業料減免選考基準を定めた文部科学省高等教育局長通知「授業料免除選考基準の運用について（12文科高第二九五号）」により算出した家計評価額の審査については、国立大学の全額免除基準を本学の緊急応急型減免による免除基準として準用する。
- イ 前号アからウまでに該当する場合、主たる家計支持者の収入を減じて家計評価額を算出する。
- ウ 前号エに該当する場合、転居又は被害修復等に関わる金額を総所得金額から控除する。
- エ 本人等が受ける給付型奨学金は総所得金額に加算する。

#### (3) 減免要領第2条第1項第3号を満たす者

##### (減免の範囲・種類)

第4条 授業料を減免する額は、申請日の属する学期の授業料1期分の額の範囲内で理事長が定める額とする。

2 前項において、減免された授業料が納入済みの場合は、その授業料を返還する。

3 同じ学期に異なる授業料減免制度を併用して減免を受けることはできない。

##### (減免申請)

第5条 減免の申請は、第3条第1号に定める事由が発生した日から指定する期日までに所定の申請書に加えて次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請者本人の属する世帯の全員の前年の収入又は所得を証明する書類
  - (2) 減免要領第2条第1項第3号に定める奨学金等の受給又は申請を証明する書類
  - (3) 第3条第1号に定める家計支持者の状態を証明する書類
    - ア 医師の診断書又は死亡の記載がある戸籍等、就業できない期間、入院期間又は死亡を証明する書類
    - イ 退職証明書、離職票又は雇用保険受給者証等、失業又は廃業を証明する書類
    - ウ 消防署長の証明書等、被災の程度を証明する書類
  - (4) その他理事長が必要と認める書類
- 2 申請者は、学生及び保証人の連名とする。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。